

## 「高等学校等就学支援金 家計急変支援制度」(国制度)について

この制度は家計急変により収入が激減した世帯(年収目安 590 万円以上⇒590 万円未満)に対し、通常制度の支援金支給額が反映されるまで、**授業料**に対して支援する制度です。この制度の対象の方は事務室(06-6716-0003)まで事前にご相談ください。

受付時間 平日 9:00～16:00 土曜 9:00～12:00 (何れも登校日)

### \*注意事項

- ・収入が元に戻り次第、受給終了となります。
- ・現在、就学支援金上限額(396,000 円/年)を受給している(世帯年収目安 590 万円未満)、または家計急変事由に該当しない場合は対象外です。
- ・今後、制度の対象となった場合も直ぐにご相談ください。

詳細については、下記のリンク(文部科学省)をご確認ください。



[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)